

枚方市フルタイム会計年度任用職員採用試験 募集要項

－ 令和8年8月1日付採用 －

枚方市 子ども未来部 公立保育幼稚園課

1. 職種、採用予定人数

- (1) 国籍は問いません。
- (2) 地方公務員法の欠格条項（「8. 欠格条項」参照）に該当する方は受験することができません。
- (3) 令和8年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」に規定する特定性犯罪事実該当者に該当する方は受験することができません。（別紙「こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認について」参照）
- (4) 勤務条件・職務内容等については、「【別表】職種案内」を参照してください。
- (5) 資格要件については、令和8年7月31日までに取得見込みの人を含みます。

職種番号	職種名	採用予定人数	資格要件
1	保育士	6人程度	保育士資格（地域限定保育士（大阪府）資格を含む）を有すること。

2. 申し込みについて

(1) 受付期間

6月1日（月）午前9：00 から 6月22日（月）午後11：59 まで

(2) 申込方法

インターネットによる申し込み

※ インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合にはお早めにお問い合わせください。

事前準備

・パソコン又はスマートフォン、タブレット

※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。一部の機能はPDFを閲覧できる環境が必要です。

・メールアドレス

※「city.hirakata.osaka.jp」「bsmrt.biz」「cbt-s.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。（スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください。）

・顔写真のデータ

※申込前半年以内に背景を無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。

※登録可能なファイル形式は画像（JPEG）のみ、データサイズは最大3MBです。

※スマートフォン等で写真を撮影する場合は、縦向きで撮影してください。

申込手順

- ① ホームページから申込専用サイトへ接続しメールアドレス等を事前登録
(<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049378.html> または右記 QR コード)



- ② 事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報（エントリーシート）の入力及び論述設問（第1次試験）に回答し、登録

- ③ 登録完了メールを受信し受験申込完了

※③の登録後に24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、公立保育幼稚園課にお問い合わせください。

その他

- ・申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みにかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。
- ・受付期間中は、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ・記入不備等により、受付期間中に応募することができなくなったとしても一切責任を負いませんので、申込は慎重に行ってください。
- ・申し込み等で得た情報は枚方市職員採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。

(3) 申込にあたっての注意事項

エントリーシートの登録に際しては、本要項の冒頭に記載している職種番号、職種名、及び資格要件を必ず参照し、希望職種と相違ないか、資格要件を満たしているかを確認してください。※受験職種名は、省略せず、要項どおりに入力してください。

3. 試験日時、方法及び会場

(1) 第1次試験

① 試験内容 書類選考

※申し込み時の論述設問での選考となるため、参集不要です。

論述設問：子どもを見守るうえで大切にしたい視点について、あなたの考えを簡潔に説明しなさい。

(400字程度)

(2) 第2次試験

- ①実施日 令和8年7月6日(月)
- ②集合時刻 別途指定する時間に集合(第1次試験合格者に対して専用サイト内マイページで通知)
- ③集合場所 枚方市役所第3分館(旧市民会館)3階 第5会議室(7. 試験会場 参照)
- ④試験科目 個別面接 ※第1次試験の成績は反映しません。
- ⑤持参する物 受験票、資格証(免許証)の写し

(3) 試験会場へご来場の際の注意点

- ・試験会場には、公共交通機関をご利用ください。
- ・試験会場内では係員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じることがあります。
- ・地震等により試験の実施が危惧される場合は、公立保育幼稚園課にお問い合わせください。

4. 結果発表

(1) 第1次試験

6月29日(月)までに、受験者全員にマイページにて合否を通知します。

(2) 第2次試験

7月中旬までに、受験者全員に郵便により合否を通知します。

なお、合格者以外で、一定基準を満たす方については、補欠者として登録し、合格者が辞退した場合や年度途中で欠員が生じた場合に、補欠順位の順で採用する場合があります。※補欠の登録期間は令和9年3月31日までとするため、登録された方が全て採用されるとは限りません。

5. 採用

- (1) 採用は、令和8年8月1日の予定です。採用前に健康状態申告書等の提出を求めます。ただし、受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消します。
- (2) 合格基準に満たない場合は不合格となるため、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
- (3) 本市の事情により、合格者の状況確認のうえ上記採用日前に採用する場合があります。

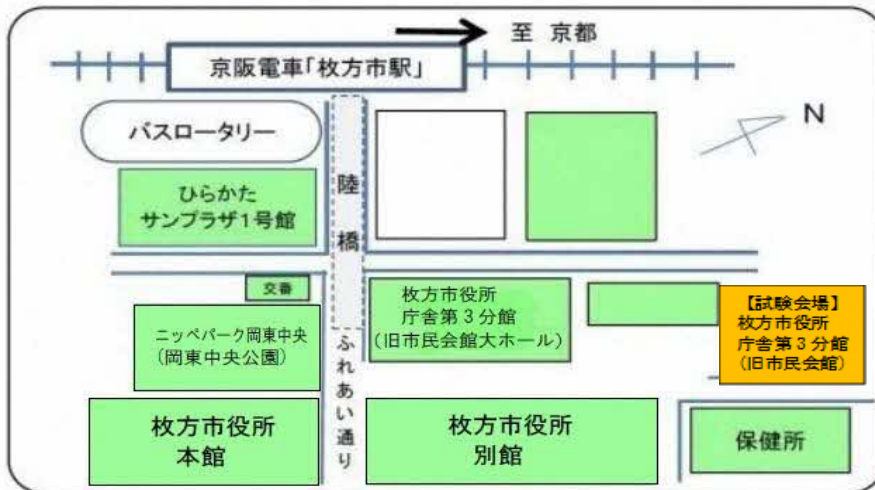
6. 成績開示

不合格者に対しては、結果発表に合わせて成績（順位・得点・合格最低点＜合格者が1名の場合は、順位・得点＞）を送付します。合格者には開示しません。

7. 第2次試験会場（集合場所）

会場：枚方市役所第3分館（旧市民会館）3階 第5会議室

（住所：枚方市岡東町8-33 下記の地図参照）



8. 欠格条項

地方公務員法

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【試験に関する問い合わせ先】

枚方市 子ども未来部 公立保育幼稚園課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
電話：072-841-1473（直通）
FAX：072-841-4319

枚方市フルタイム会計年度任用職員採用試験

(令和8年(2026年)8月1日付採用)

職種番号・職種名		採用 予定人数	資格要件 (令和8年7月31日までに満たすことを要します。)
1	保育士	6人程度	保育士資格(地域限定保育士(大阪府)資格を含む)を有すること。
勤務条件・職務内容等(条例改正等により変動することがあります)			
任用期間	令和8年(2026年)8月1日から令和9年(2027年)3月31日まで ※任用後1か月(勤務日数が15日に満たない場合は15日経過するまで)は条件付き採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。 ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。		
職務内容	保育所等(保育所・小規模保育事業実施施設・臨時保育室・ひらかた子ども発達支援センターなど)における保育業務全般及び障害児加配等		
勤務形態	勤務日:土・日・祝・年末年始を除く、月曜日から金曜日まで 勤務時間:週38時間45分 8時45分から17時15分までを基本とし、7時00分から19時00分までの間のシフト勤務。 シフト勤務(例)①7時00分から15時30分まで ②8時00分から16時30分まで ③10時00分から18時30分まで ④10時30分から19時00分まで *行事等による土曜日勤務あり *その他所属長が指定する時間		
勤務場所	市立保育所・小規模保育事業実施施設・臨時保育室・ひらかた子ども発達支援センターなどのいずれか *配置換えあり。		
給与等	月額219,296円(地域手当を含む) ~ 249,312円(地域手当を含む) (入職前の経歴に応じて、上記範囲内で市が定める基準により決定します。) (参考)類似する職歴6年または36歳以上で上限月額 このほか、各種手当(通勤・時間外勤務等)を市が定める基準により支給します。また市規定の範囲内で、退職手当を支給します。 *期末・勤勉手当101万円程度~115万円程度を支給します。期末・勤勉手当は6月期、12月期に分けて支給。ただし、初年度の一時金については雇用期間により割落としがあります。 *条例改正等により変動することがあります。		
社会保険	共済組合(短期・福祉)・厚生年金保険・雇用保険(最初の6カ月間)に加入します。		
休暇等	①年次有給休暇:10日付与(初年度) ②特別休暇:住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等		
身分	フルタイム会計年度任用職員(一般職の非常勤職員) サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。		
兼業制限	許可なく他の仕事に従事することは、原則として認められません。		
所管課・ 問い合わせ先	子ども未来部 公立保育幼稚園課 TEL 072(841)1473 FAX 072(841)4319		

子ども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認について

募集要項の資格要件に、「令和8年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(子ども性暴力防止法)」に規定する特定性犯罪事実該当者でないこと。」を含む職種については、同法に基づく特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要です。

<必要な内容>

- ・エントリー時に特定性犯罪事実該当者でないことを誓約いただきます。
- ・法施行後において、子ども家庭庁のシステムを通じて特定性犯罪の前科の有無を確認します。
※採用者自身がオンラインで戸籍・除籍の情報を登録する必要があります。
- ※指定する期日までにこの手続きを行わない場合、職務命令違反として懲戒処分の対象となる場合があります。

<「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容>

- 次のようなものを対象とし、性犯罪前科を確認します。
- ・不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、痴漢、盗撮、未成年淫行 など ※成人に対する性犯罪を含みます。

<特定性犯罪、「特定性犯罪事実該当者」について(参照条文)>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。